4　この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

6　附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年二月十四日にエレバンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
田口栄治

アルメニア共和国のために
ナルバンジャン

附属書Ⅰ　第七条1(a)に規定する現行の適合しない措置

1　締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない当該締約国の現行の措置について、第七条1(a)の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条
(b)　第三条
(c)　第六条

2　表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の観点からのみ示す。
(d)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第七条1(a)の規定に従って、掲げられた措置について適用しないものを特定する。
(e)　措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
(f)　概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、日本国総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

5　この附属書の適用上、「経済活動の分類ＨＤ―〇一一―二〇一三」とは、アルメニア共和国経済省が二千十三年九月十九日に作成したアルメニアの経済活動の種類の分類をいう。

日本国の表

一

分野	農林水産業（植物育成者権）
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇一一九　その他の耕種農業 ＪＳＩＣ　〇二四三　山林種苗生産サービス業 ＪＳＩＣ　〇四一三　藻類養殖業 ＪＳＩＣ　〇四一五　種苗養殖業

二

分野	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書Ⅱの日本国の表の留保事項八に規定するものを除く。）
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇一　農業 ＪＳＩＣ　〇二　林業 ＪＳＩＣ　〇三　漁業（水産養殖業を除く。） ＪＳＩＣ　〇四　水産養殖業 ＪＳＩＣ　六三二四　農業協同組合、水産加工業協同組合 ＪＳＩＣ　六三二五　漁業協同組合、水産加工業協同組合 ＪＳＩＣ　八七一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書Ⅱの日本国の表の留保事項八に規定するものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

三

分野	金融業
小分野	
産業分類	銀行業 ＪＳＩＣ　六二一一　銀行（中央銀行を除く。） ＪＳＩＣ　六三一　中小企業等金融業
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条
概要	預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。 当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。

四

分野	熱供給業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

五

分野	情報通信業
小分野	
産業分類	電気通信業 ＪＳＩＣ　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） ＪＳＩＣ　三七三一　電気通信に附帯するサービス業
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条